

甲 第 9 3 号 議 案

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例の制定について
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例（平成24年市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次
に次の1号を加える。

(2) 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

予算の執行に関する市長の調査等の対象に、一般社団法人岡山市老人クラブ連合会を加
えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第29条の5中「よつて」を「より」に改める。

第29条の12第2項中「においては」を「には」に改める。

第63条第1号エ中「及び」を「，」に改め，「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第76条第1項及び第5項並びに第77条の3第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条第1項中「，第63条又は第64条」を「又は第63条」に，「，第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2の2第3項中「第15条第15項」を「第15条第14項」に改め，同条第4項中「第15条第22項」を「第15条第21項」に改め，同条第5項中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め，同条第6項中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め，同条第7項中「第15条第23項第3号」を「第15条第22項第3号」に改め，同条第8項中「第15条第24項第1号」を「第15条第23項第1号」に改め，同条第9項中「第15条第24項第2号」を「第15条第23項第2号」に改め，同条第10項中「第15条第26項第1号イ」を「第1

5条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「第15条第26項第1号ロ」を「第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「第15条第26項第1号ハ」を「第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「第15条第26項第1号ニ」を「第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「第15条第26項第2号イ」を「第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「第15条第26項第2号ロ」を「第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「第15条第26項第2号ハ」を「第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「第15条第26項第3号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「第15条第26項第3号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「第15条第26項第3号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同条第21項中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同条第22項中「第15条第34項」を「第15条第33項」に改め、同条第23項中「第15条第39項」を「第15条第38項」に改め、同条第24項中「第15条第43項」を「第15条第42項」に改め、同条第25項中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第9項を同条第10項とし、同条第8項中「第7条第13項」を「第7条第17項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以

内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第17条の2を削る。

附則第17条の2の2第3項中「第17条の2の4」を「第17条の2の3」に改め、同条を附則第17条の2とし、附則第17条の2の3を附則第17条の2の2とし、附則第17条の2の4を附則第17条の2の3とし、附則第17条の2の5を附則第17条の2の4とする。

附則第17条の2の6第3項を削り、同条を附則第17条の2の5とする。

附則第17条の2の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第30条第7項」を「第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第30条第8項」を「第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,

000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とし、同条を附則第17条の2の6とする。

附則第17条の3第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第20条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第27条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第63条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定は、令和5年7月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の岡山市市税条例附則第17条の2及び第17条の2の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2の6の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分の見直しその他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 5 号 議 案

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
制定について

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように
制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域として指定された本市の区域（以下「離島振興地域」という。）内において、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について、岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の特例を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、離島振興地域内において、特別償却設備（省令第2条第1号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和5年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備

等」という。) に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度分とする。

(課税免除の申請等)

第4条 課税免除を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における特別償却設備等について、次に掲げる事項を記載した申請書を同月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名又は名称及び代表者氏名
- (3) 事業の種類
- (4) 特別償却設備等の種類、所在、取得年月日及び取得価格並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工(予定)年月日、家屋にあつては種類、構造、床面積、用途及び竣工(予定)年月日
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の規定による申請をした者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項のいずれかに変更を生じたとき。
- (2) 当該課税免除に係る事業を廃止し、又は休止したとき。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その課税免除を取り消すことができる。

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第150条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第127条の規定により青色申告の承認を取り消されることとなったとき。
- (2) 課税免除に係る事業を廃止し、若しくは休止したとき又は課税免除に係る事業が休止の状態にあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

離島振興法の規定に基づき、犬島地域における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 9 6 号 議 案

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例

(岡山市子ども医療費給付条例の一部改正)

第1条 岡山市子ども医療費給付条例(昭和48年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「満6歳」を「6歳」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 6歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童等」という。)

第4条第2号及び第3号中「児童」を「児童等」に改める。

第6条中「保護者」の次に「又は18歳の受給資格者(以下「保護者等」という。)」を加え、同条第2号中「児童」を「児童等」に改める。

第7条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第9条中「満15歳」を「18歳」に改める。

第10条中「又は被保険者資格証明書」を「、被保険者資格証明書その他の被保険者等であることを証する書類」に改める。

第12条中「保護者」を「保護者等」に改める。

(岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例(令和5年市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号の改正規定中「第1号中「満6歳」を「6歳」に改め、

同項」を削る。

第4条第3号を改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に1号を加える改正規定（同条第1号の次に1号を加える部分を除く。）中「児童」を「児童等」に改める。

第6条を改め、同条各号を削る改正規定中「「保護者」の次に「又は18歳の受給資格者（以下「保護者等」という。）」を加え、」を削る。

第7条の改正規定を削る。

第9条の改正規定中「満15歳」を「18歳」に改める。

第10条の改正規定を削る。

第12条の改正規定中「「保護者」を「保護者等」に改め、」を削る。

附則第1項中「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日」を「令和6年1月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市子ども医療費給付条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養を受けた者から適用する。
- 3 施行日前においても、新条例の規定による受給資格証の交付に関し、必要な交付申請その他の行為を行うことができる。

提案理由

子ども医療費助成の拡充のうち、高校生等の入院費用の無料化を前倒しして実施するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 7 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては，充電ポストを含む」に改め，同項第1号中「キロワット」を「キロワット」に改め，同号ただし書中「不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め，同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては，充電ポスト

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあつては，この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め，同項第7号中

「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第17条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第24条第1項第2号中「マーケット」を「マーケット」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、
「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、
「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
第24条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次

項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の岡山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 8 号 議 案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年市条例第 3
6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員			6, 0 0 0 円
-----------	--	--	------------

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

学校運営協議会委員の報酬について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しよ
うとするものである。